

# 鎌ヶ谷市公共施設エコアクションプラン～鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業）～ 概要版

## 第1章 背景

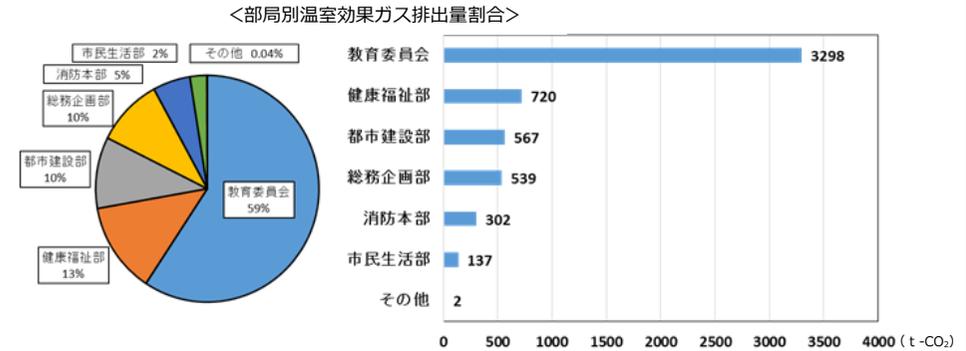
- ・2015（平成 27）年に開催された COP2 1 において、法的拘束力のある国際的な合意として「パリ協定」が採択され、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃未満に抑えること」を目標として掲げました。
- ・日本でも「2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 26.0%削減する」という「日本の約束草案」を提出し、この目標達成のため、2016（平成 28）年 5 月に「地球温暖化対策計画」を策定しました。
- ・本市においても、地球温暖化対策の取組みを推進してきましたが、国の掲げる高い削減目標の達成のためには、更なる対策が必要であるとの判断から、旧計画を改訂し、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に、これまで以上に取り組んでいくものです。

## 第2章 基本的事項

目的	一事業者として温室効果ガスの削減に率先して取り組み、市民や市内の事業者の模範となることで地球温暖化対策を推進し、もって「 <b>緑とふれあいのあるふるさと かまがや</b> 」の実現に寄与すること 本計画に即した取組みの推進により、防災機能の向上や、燃料費や光熱費等の事務経費の節減の効果も期待される
期間	<b>2018（平成 30）年度から 2030 年度までの 13 年間</b>
範囲	<b>本市が実施する全ての事務事業</b>
算定対象とする温室効果ガス	・二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）・メタン（CH <sub>4</sub> ）・一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O） ・ハイドロフルオロカーボン（HFC）

## 第3章 温室効果ガス排出状況

2016（平成 28）年度の市の事務事業による温室効果ガス排出量は、5,565t-CO<sub>2</sub>で、部局別にみると教育委員会が 59%、市長部局が 41%でした。また、排出要因の 7 割以上は電力の使用によるものとなっています。



## 第4章 目標

- 2030 年度までに温室効果ガス排出量 **2016（平成 28）年度比 38.6%削減**
- 2030 年度までの間、エネルギー消費原単位を**年平均で 1%以上低減**

## 第5章 目標達成に向けた取組み

- ①必要最小限の費用で実施する
  - ②市民サービスを低下させない
  - ③継続性を重視する
- 上記の 3 点を基本方針とし、職員の取組みと設備の運用改善を行う「ソフト対策」と、設備更新や導入を行う「ハード対策」を併せて行っていきます。

## 第6章 進捗管理の仕組み

以下の P D C A サイクルを、市長をトップとし、政策会議や政策調整会議等の既存の庁議体制を活用しながら、継続的に推進していきます。

